諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年８月２７日（令和８年（行情）諮問第１１７９号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９９号）
事件名：支出計算書の提出についての決裁文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「支出計算書の提出についての決裁文書（令和２年度）※　令和６年１月２５日付け東海厚発０１２５第２９号により開示決定した文書を除く」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年４月２８日付け東海厚発０４２８第１９号により東海北陸厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分の開示を望む

不開示部分のうち、「退職手当に係る支出済額及び支出決定済額」の部分は個人を識別できない形にすれば、個人の権利利益を侵害する恐れはないため

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯等

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和５年１１月２７日付け（同月２８日受付）で、処分庁に対し、法３条の規定に基づき、「支出計算書（令和２年度）」に係る開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁は、令和５年１２月２６日付けで、法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、令和６年１月２５日付けで、請求の対象文書の一部を開示した。

（３）処分庁は、請求の対象文書の残余について、令和８年４月２８日付け東海厚発０４２８第１９号により、一部開示決定（原処分）したとこ

ろ、審査請求人は、これを不服として、同年６月１日付け（同月３日受付）をもって、本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが相当である。

３　不開示情報該当性について

本件対象文書は、支出計算書の提出についての決裁文書（令和２年度）（ただし、令和６年１月２５日付け東海厚発０１２５第２９号により開示決定した文書を除く。）である。

本件対象文書について、審査請求人が、審査請求書において、開示を求める部分は「退職手当に係る支出済額及び支出決定済額」の部分である。

なお、審査請求人は、審査請求書に添付した行政文書開示決定通知書において、「退職手当に係る支出済額及び支出決定済額」の不開示部分を明示しており、本件審査請求は当該不開示部分に係るものであると解される。

この情報は、退職した職員個人に支給された退職手当の金額に関する情報であり、特定の個人に関する情報に該当する。

また、当該情報は単独では特定の個人を識別することができない場合があるとしても、当該年度における退職者数が限定的であることや、退職時期、職位等の情報が人事異動情報その他の公表資料等により把握され得ることから、他の情報と照合することにより特定の個人の退職手当額が推知される可能性がある。

さらに、退職手当額は個人の財産及び収入に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、法５条１号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

４　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、開示を求める部分については、個人を識別できない形にすれば、個人の権利利益を侵害するおそれはないためとして開示を求める旨を主張している。

しかしながら、退職手当に係る支出済額及び支出決定済額については、氏名等の直接的な個人識別情報を除いたとしても、当該年度における退職者数が限定的であることや、退職時期、職位等の情報と照合することにより特定の個人の退職手当額が推知される可能性を否定できない。

また、当該情報は個人の財産及び収入に関する情報であり、個人識別情報を除去したとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、法６条１項の規定による一部開示の可否について検討したが、退

職手当に係る支出済額及び支出決定済額は、それ自体が個人の財産及び収入に関する情報であり、個人識別情報を除いたとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、一部開示を行うことはできない。

以上のとおり、本件不開示部分は法５条１号に規定する不開示情報に該当し、審査請求人の主張にも理由がない。

５　結論

よって、本件審査請求に係る原処分は適法かつ妥当であり、維持されるべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年８月２７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月１４日　　審議
④　同年１０月２６日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は「支出計算書（令和２年度）」の開示を求めるものであり、処分庁は、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、相当の部分として該当の行政文書の一部を特定し、開示する決定を行った後、残りの行政文書として本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「退職手当に係る支出済額及び支出決定済額」の部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきとして原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、退職手当に係る支出済額及び支出決定済額の一部であり、（ｉ）債主欄及び摘要欄に退職手当が支給される職員の氏名が記載されている部分に記載されたものと（ⅱ）それ以外の部分に記載されたものに分けられる。

（１）本件不開示部分のうち、債主欄及び摘要欄に記載された職員の氏名と一体となって記載されている退職手当に係る支出決定済額について

当該部分については、債主欄及び摘要欄に職員の氏名が併せて記載されていることから、当該各職員に関する情報が記載された行の全体が一体として、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分は、いずれも、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、当該部分については、これを公にすると、原処分において開示されている支出決定済となった時期及び当該各職員に対する支出決定済額（退職手当の金額）を手掛かりとして、特に、同僚、知人その他の関係者においては、当該職員を特定又は推測することが可能となるおそれは否定し難く、そのようなこととなれば退職手当の金額という通常他者に知られたくない機微な情報が併せて知られることとなるのであるから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、同項の規定による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）本件不開示部分のうち、上記（１）以外の部分に記載された退職手当に係る支出済額及び支出決定済額について

当該部分は、退職手当が支給される職員の氏名とともに記載されているものではないが、これを公にすると、原処分において開示されている支出決定済や支出済となった時期、他の部分に記載された金額等を手掛かりとして、特に、同僚、知人その他の関係者においては、当該職員が特定又は推測されるおそれは否定し難く、そのようなこととなれば退職手当の金額という通常他者に知られたくない機微な情報が併せて知られることとなるのであるから、法５条１号本文後段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該部分は、上記（１）と同様に、法５条１号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子